

水道料金システム機器等賃貸借仕様書

1 件名

水道料金システム機器等賃貸借

2 担当課

寝屋川市上下水道局経営総務課

3 概要

寝屋川市上下水道局で運用している水道料金システムは、現在システムの更新に着手しており、令和8年3月30日からの新システムの本稼働開始を予定している。

本仕様書では、水道料金システムにおける新システムで使用するサーバ機器等の賃貸借に必要な事項を定めるものである。

4 契約期間

賃貸借契約期間は、令和8年3月1日から令和13年2月28日までの60か月間とする。

5 契約形態

5年間の長期継続契約による賃貸借契約とする。

発注者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

ただし、受注者に損害が生じたときは、その損害の賠償について発注者受注者協議するものとする。

6 設置場所

寝屋川市上下水道局庁舎及びシティ・ステーション等の発注者が指定する場所

	場所	住所	設置機器（周辺機器含む）
(1)	上下水道局	寝屋川市本町15番1号	(2)～(7)に設置する機器以外
(2)	寝屋川市サービスゲート	寝屋川市早子町12番16号	ノートパソコン、 プリンタ 各1台
(3)	東シティ・ステーション	寝屋川市打上宮前町3番1号 寝屋川東ファミリータウン中 1番館1階	デスクトップパソコン、 プリンタ 各1台
(4)	西シティ・ステーション	寝屋川市池田西町24番5号 (池の里市民交流センター1階)	デスクトップパソコン、 プリンタ 各1台

(5)	香里園シティ・ステーション	寝屋川市香里南之町 14 番 9 号 (彩テラス 1 階)	デスクトップパソコン、 プリンタ 各 1 台
(6)	萱島シティ・ステーション	寝屋川市萱島本町 19 番 1 号 (京阪萱島駅東改札口前)	デスクトップパソコン、 プリンタ 各 1 台
(7)	堀溝サービス窓口	寝屋川市堀溝 3 丁目 10 番 20 号	デスクトップパソコン、 プリンタ 各 1 台

7 機器仕様

今回調達する機器の仕様は、別紙「水道料金システム機器明細」（以下「機器明細」という。）のとおりとする。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 機器明細において製品指定がある場合は、同等品は不可とする。
- (2) 機器明細において製品指定がない場合は、同等品以上の仕様を満たすものとし、事前に質疑書で発注者の承認を得ること。
- (3) 機器は新品に限り、中古品及び整備済み品は不可とする。

8 搬入及び設置作業

搬入及び設置作業は、以下に定めるところに従って実施すること。

(1) 全般

- ① 本契約締結後、速やかに導入体制及び導入計画について発注者に説明し、承認を得ること。
- ② 搬入及び設置作業は、本契約締結後、発注者及びシステム構築業者と打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- ③ 搬入及び設置場所については、事前に現場確認を行うこと。
- ④ 作業にあたっては、関係法令等を遵守し、安全管理に十分留意すること。
- ⑤ 搬入及び設置作業は、十分な技能を有する者を配置し、必要に応じて養生を行うなど、調達機器及び庁舎等の損傷が生じないように実施すること。
- ⑥ 納品時に発生した梱包材は、適切に処分をすること。
- ⑦ 機器の本設置作業にあたり、電源口が不足する場合は、電源タップを用意すること。

(2) システム構築業者への搬入

- ① 機器明細に記載の物品について、事前に各種設定やテスト等を行うため、システム構築業者に搬入すること。ただし、発注者と協議の上、変更になる場合がある。

・システム構築業者名：富士通 J a p a n 株式会社

大阪府大阪市中心区城見 2 丁目 2-53 大阪東京海上日動ビル 9F

- ② 搬入時期は、以下のとおりとする。

品名	台数	搬入時期
A P / D B サーバ、バックアップサーバ、	各 1 台	令和 7 年 8 月上旬

サーバ周辺機器		
デスクトップパソコン	2 台	令和 7 年 8 月上旬
	20 台	令和 7 年 12 月上旬
ノートパソコン	1 台	令和 7 年 8 月上旬
プリンタ	1 台	令和 7 年 8 月上旬
	12 台	令和 7 年 12 月上旬
検針用スマートフォン及び携帯プリンタ	2 台	令和 7 年 9 月上旬
	20 台	令和 7 年 12 月上旬
OCR スキャナ	対象外	
その他周辺機器	全台	令和 7 年 8 月上旬
ソフトウェア	全ライセンス	令和 7 年 8 月上旬

(3) 上下水道局及び各シティ・ステーション等への搬入

- ① 機器明細に記載の物品について、システム構築業者から受け取り、上下水道局庁舎内及び各シティ・ステーション等に搬入すること。
- ② 搬入時期は令和 7 年 12 月中旬から令和 8 年 1 月下旬の間を予定しており、具体的な日程は発注者との協議により決定する。
- ③ OCR スキャナについては、令和 7 年 12 月上旬に直接搬入すること。

(4) 設置作業

- ① 機器明細に記載の A P / D B サーバ、バックアップサーバ、サーバ周辺機器について、上下水道局庁舎 2 階電算室内の既存サーバラック（内田洋行製）に搭載し、配線作業（各タグ付け作業を含む）を行うこと。なお、既存ラックへの搭載が不可の場合は搭載可能なラックを納入すること。
- ② 機器明細に記載のデスクトップパソコン、ノートパソコン、プリンタ、OCR スキャナ、その他周辺機器について、上下水道局庁舎内指定場所及び各シティ・ステーション等に設置し、配線作業（各タグ付け作業を含む）を行うこと。
- ③ 設置作業を令和 8 年 3 月に行う予定であり、具体的な日程については発注者と協議の上、決定するものとする。
- ④ 設置の際、既設機器等を取り外し（アンラッキング含む）、上下水道局庁舎内の指定場所に集約すること。
- ⑤ 設置後、発注者の立会いのもと、各機器が正常に動作することを確認すること。

9 機器保守

賃貸借期間中、常時機器を正常な状態で使用できるよう、以下に定めるとおり保守を行うこと。

(1) 保守期間

保守期間は、賃貸借期間中を対象とする。

(2) 保守時間

保守受付及び保守作業は、原則、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時30分までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日）は除く。

(3) 保守対象

機器明細に記載の保守対象機器のとおりとする。

(4) 保守内容

- ① 保守にあたっては、受注者が窓口となり、製造会社又は販売会社への連絡・指示を行うこと。必要な場合は現地にてシステム構築業者と協力して対応にあたること。
- ② 機器等に障害が発生した際は、発注者とシステム構築業者と協力し、速やかに原因について調査し、適切に対応すること。
- ③ サーバ、サーバ周辺機器（NAS等）、パソコン、プリンタ、OCRスキャナ、その他周辺機器については、オンサイト保守とし、サーバは概ね2時間以内、パソコン、プリンタ、OCRスキャナ、その他周辺機器は原則当日中、NASは翌日中に保守対応できる体制とすること。
- ④ 検針用スマートフォン及び携帯プリンタは、センドバック修理対応とする。
- ⑤ ソフトウェアについては、電話・メール等により、対象製品に関する質問・相談を受け付けるものとする。また、開発元が修正プログラムを必要と判断した場合、修正プログラムを提供すること。

10 賃貸借料

賃貸借料は賃貸借期間のみとし、契約締結日から賃貸借開始までは、賃貸借料は発生しないものとする。

11 支払い方法

賃貸借料の支払いは、賃貸借期間において毎月払いとし、賃貸借開始日の属する月の翌月以降、前月分の履行確認後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

12 その他

- (1) 納入機器は、通常の動産総合保険（火災・盗難・台風・風水害・雷等）を付保すること。
- (2) システム構築業者への搬入後から賃貸借契約期間開始までの期間においても、機器を正常な状態で使用できるよう、必要に応じて保守を行うこと。
- (3) 賃貸借期間終了後、本市の指示に従い、機器を撤去すること。なお、これらにかかる費用は、本調達に含まれるものとする。なお、賃貸借契約満了時のデータ消去作業は庁舎内で実施すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。